

ご利用にあたっての制限事項及び注意事項について

(蟹江町立学校体育施設開放 屋外運動場) R3.10.1 改正

利用前・準備

- ・来場される前に、ご自宅で検温し体調を確認し、**風邪症状がある方はご利用をお控えください。**
- ・感染者が発生した場合に備え、利用日ごとの利用者**名簿の作成をお願いします。**
 - ※利用するごとに名簿の提出は求めませんが、感染者が発生した場合に備え、各団体で保管をお願いします。
(名簿必要事項：利用日、氏名、住所、連絡先、利用当日の体温及び健康状態)
 - ※管理者側より名簿の提出の依頼がありましたら、速やかにご提出をお願いします。
 - ※この情報は新型コロナウイルス感染症に関する事項にのみ使用します。
- ・定員(人数制限)の制限は設けませんが、屋外施設でも「密」を避けるため、ソーシャルディスタンス(1名につき2m)の確保に努めてください。
- ・**対外試合をする場合は、相手チームにもマスクの着用や利用者名簿の準備等の注意事項の周知徹底をお願いします。**
 - ※各小中学校屋外運動場を利用するには「団体登録」が必要です。詳細は生涯学習課スポーツ係までお問合せ下さい。

利用中

- ・飛沫感染を防ぐため、屋外であっても**原則マスクを着用してください。**
 - ※プレイ中のマスクは任意としますが、それ以外では着用をお願いします。
- ・運動時においても十分な距離(2m程度)を保つよう努めてください。
 - ※運動時は前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取りすることが望ましい。
- ・基本的に施設内で飲食はできません。**※熱中症対策としての水分補給は可能**
- ・こまめな手洗いや手指の消毒を利用者自身で行ってください。
 - ※利用者が使う**手指の消毒液は、各団体でご用意をお願いします。**

利用後

- ・**消毒作業にご協力ください。※消毒作業は大人が実施してください。**
 - ※トイレ及び学校の備品(トンボ等)を消毒してください。
 - ※消毒の方法は、**別紙消毒チェックシートに従って行ってください。**
 - ※消毒液は生涯学習課が用意したものを使用してください。
- ・利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、蟹江町教育委員会生涯学習課スポーツ係へ報告をお願いします。

上記の記載内容を遵守できない場合には、他の利用者の安全を確保する等の観点から施設の利用中止や途中退出を求める場合がございますので、ご了承ください。

また、今後の感染状況により、学校体育施設(屋外運動場)の開放を中止する場合がありますので、こちらもあらかじめご了承ください。